

監査公表第 571 号

定期監査（工事）の監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 10 日

京都市監査委員	棕 田 知 雄
同	柴 田 章 喜
同	江 草 哲 史
同	出 口 康 雄

平成 18 年度定期監査（工事）（平成 19 年 5 月 14 日監査公表第 557 号）

（都市計画局－1）

監 査 の 結 果
<p>設計変更において、適用する基準と設計図書等の記載内容について 設計変更における変更請負工事価格は、変更設計工事価格に落札率を乗じて算出すると定められている。</p> <p>このときの落札率の有効数位について、設計・積算において使用する基準と、設計図書等における記載内容に相違が見られ、それらの適用によって変更請負工事価格に差異を生じさせることになる。</p> <p>明確な根拠に基づき、それぞれの記載内容の統一を図ることにより、適正な設計・積算ができるよう改められたい。</p> <p>（京都市山科市営住宅整備工事 ただし、2 棟西側棟全面的改善に伴う衛生設備工事ほか）</p>

講 じ た 措 置

設計変更における変更請負工事価格については、新たに算出方法等に関して「京都市都市計画局建築工事積算要綱に基づく施行細目」を定め、「建築工事積算関連資料集」（平成19年度京都市都市計画局）の中で、「請負工事価格／元設計工事価格」の有効数位の切捨ては行わないことを明記し、併せて設計図書にもその旨を記載することとした。

上記については、平成19年5月10日付け「設計変更における変更請負工事価格の算出について（通知）」において、公共建築部及び住宅室に通知し、適正な設計・積算を行うよう関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

共通費の算定における処分費について

公共住宅建築工事積算基準では、工事に伴い発生する土及び解体材の処分費を一般的な工事に含めて発注する場合、特殊工事費として取り扱い、特殊工事費に係る共通仮設費及び現場管理費は計上しないこととされているが、次のように、誤った取扱いにより不適正な積算を行っている事例が見受けられた。

ア 杭工事において発生する土の処分について、土の処分費についてのみ特殊工事費として取り扱い、土の運搬費は特殊工事費から除くこととされている。しかし、運搬費を特殊工事費に含めて取り扱ったことにより、運搬費に係る経費が計上されていなかったため、過小積算となっていた。

(京都市東天王町市営住宅新築工事 ただし、１７－１・２棟新築工事ほか)

イ 地盤改良工事において発生する土の処分について、改良工事の中で土の処分費についてのみ特殊工事費として取り扱うべきところ、改良工事に係る費用の全額を特殊工事費として取り扱っていたことから、土以外に係る経費が計上されていなかったため、過小積算となっていた。

(京都市崇仁北部第四地区整備工事 ただし、１７－D棟独立店舗新築工事)

ウ 解体工事に伴い発生する解体材の処分費を特殊工事費として取り扱わなかったことから、処分費に係る経費が計上されていたため、過大積算となっていた。

(京都市楽只市営住宅新築工事 ただし、新２棟(仮称)新築工事)

処分費の取扱いに関する手引きを作成し、共通費算定チェックリストによるチェック体制を改善するなど、適正な積算をされたい。

講 じ た 措 置

共通費の算定における処分費については、共通費の算定の際に使用している「共通費率表」において、控除すべき特殊工事費の項目ごとに記入欄を設ける改正を行った。

また、特殊工事費の控除に関するチェック項目を設けた「設計チェックリスト」を新たに作成した。

今後、工事の積算では、「共通費率表」及び「設計チェックリスト」を使用して適正に共通費を算定するよう、平成 19 年 7 月 25 日の関係職員の合同会議において周知した。

監 査 の 結 果

工事保険の保険期間について

工事保険の保険期間は、特記仕様書において、工事着工日から引渡しの日までと定められているにもかかわらず、工事着工日の数日後を開始日としていたものがあった。

チェックリストを作成し、十分な内容確認を行うなど、適切な施工管理をされたい。

(京都市崇仁市営住宅解体撤去工事

ただし、11・12・13棟他解体撤去工事ほか)

講 じ た 措 置

工事保険の保険期間については、書類を受理する際に、保険期間や工事着工日などの内容に不備がないことを確認するため、「工事チェックリスト」を新たに作成するとともに、平成19年7月4日の関係職員の会議において周知した。

監 査 の 結 果

委託料の算定について

委託料の算定において、明確な根拠のないまま設備の業務に係る直接人件費を割増していたため、過大積算となっていた。また、構造計算のやり直しに伴う増額変更における設計変更委託料算定の際の直接人件費の計算において、補正計算に誤りがあったため、過小積算となっていた。

通常の算定方法と異なる割増等の補正計算を行う場合、手引を作成し、計算書においてその根拠等を明確に示したうえで複数のチェックを行うなど、適正な積算をされたい。

(京都市山科市営住宅整備工事設計委託
ただし、２棟全面的改善工事設計委託ほか)

講 じ た 措 置

委託料の算定については、積算の手引きとして作成された「建築設計業務等委託料積算関連資料集」(平成19年度京都市都市計画局)において、従来の算定基準の枠組みを見直し、分かりやすい基準として体系的に整備するとともに、具体的な積算事例や説明文を掲載するなど、手引きの内容を充実させた。

また、平成19年7月24日の関係職員の会議において、上記基準に基づき適正な積算を行うよう周知した。

監 査 の 結 果

共通費の算定における工事費に係る補正計算について
共通費の算定の内、共通仮設費及び現場管理費の計算において、取壊し工事に係る補正の方法及び率の適用を誤ったため、共通仮設費が過小、現場管理費が過大な積算となっていた。
設計・積算チェックリストの作成による複数のチェックを徹底するなど、適正な積算をされたい。
(洛南排水機場維持補修(建屋外装改修)工事)

講 じ た 措 置

共通費の算定については、共通仮設費及び現場管理費の計算における補正の方法及び率の適用に誤りがないよう、平成19年5月21日の関係職員会議において今回の事例を説明するとともに、照査段階における共通費計算書と内訳書の照合の徹底を周知した。
また、照査に関するチェックリストを新たに作成した。

監 査 の 結 果

透水性舗装の路盤工の路盤材について

透水性舗装は舗装体内部に雨水を浸透させることにより、雨天時の歩行性や都市部の熱環境が改善されるなどの効果があることから、透水性舗装の路盤は、適度な透水性能及び貯水性能が要求される。そこで、所要の性能を確保するため、「排水性・透水性舗装の手引き」において透水性舗装の路盤材は、粒径 40 ミリメートルの再生砕石を使用することとされているが、設計においては、一般舗装の路盤材の粒径 30 ミリメートルの再生砕石を使用していた。

設計・積算チェックリストを作成するなど、適切な設計をされたい。

(戒光寺公園再整備(1)工事)

講 じ た 措 置

透水性舗装の路盤工の路盤材については、「排水性・透水性舗装の手引き」のとおり、粒径 40 ミリメートルの再生砕石を使用することとし、平成 19 年 5 月 14 日付け文書により関係職員に周知した。

監 査 の 結 果
<p>樹木剪定等業務委託契約について</p> <p>公園緑地及び街路の樹木剪定に係る業務委託の契約に際し、設計業務の委託において使用する契約書により契約を締結していたが、樹木剪定等の業務の性質から契約書の条項の内容が実態にそぐわない部分があり、契約書として適切でなかった。</p> <p>業務の実態に即した契約書を作成するなど、適切な契約をされたい。</p> <p>(公園緑地樹木剪定他(1)業務委託ほか)</p>

講 じ た 措 置
<p>公園緑地及び街路の樹木剪定等業務委託契約については、測量や設計業務委託の契約に使用されている業務委託契約書により契約を行ってきたが、照査技術者や著作権等の記載があり、本業務の委託契約書として、そぐわない内容も含まれていた。</p> <p>このため、契約担当課と契約書の内容等を調整のうえ、樹木剪定等業務委託のための業務委託契約書を新たに作成し、来年度以降については、この契約書により契約を行うことを、平成19年10月19日付け文書により関係職員に周知した。</p>

(監査事務局第一課)